

陳述書

平成26年10月26日



1. はじめに

(1) 私は、, 京都大学工学部大学院を卒業後、原告と同じ三井住友グループの日興コーディアル証券株式会社（現「SMBC 日興証券株式会社」以下、「日興証券」と称します。）に入社しましたが、在職中に日興証券の数々のコンプライアンス違反を告発し、現在は他の企業に勤務しています。

(2) 2012(平成24)年6月下旬に、鑑定人に関する被告のコンプライアンス違反を追及している本件訴訟の原告と知り合いになり、その後、本件訴訟をはじめ、様々なコンプライアンスに関する知識を交換したり、コンプライアンス違反に関連する講演会と一緒に参加するなど行動を共にするなどして現在に至っています。

また、本件訴訟が「マイ・ニュース・ジャパン」という日本で最大のインターネット専門新聞の記事(原告陳述書第9部別紙1)になり、被告をはじめとして損害保険業界に多大な衝撃を与えているそうですが、この内容に共感した私は、原告が現在作成中の「コンプライアンス・ブラック企業 三井住友海上」という、本件悪質鑑定人問題等のコンプライアンス違反を追及するホームページの作成を手伝っています。

(3) 本件訴訟の陳述書の提出および証人になる理由

私は日興証券という大手証券会社に勤務していましたから、株式公開会社とは

どうあるべきかということや、株主の権利等についてはその道の専門家です。その株式会社に関する専門家である私から見て、本件訴訟における被告の主張は信じ難いものばかりで、保険の素人の私でさえ、保険制度を適正に運営すべき被告の、あまりにもひどい法令違反、コンプライアンス違反をはじめとする非常識な行為に激しい怒りを覚えました。それとともに、そのような被告と四半世紀にも渡り、様々な報復人事、虐待人事を受けながらも被告に対し、コンプライアンス違反を追及し、被告を損害保険会社の本来あるべき姿にしようと、わが身を犠牲にしてまで悪質鑑定人と戦う原告の不撓不屈の精神に私は強い敬意を抱きました。

2. 被告のコンプライアンス違反について

本件訴訟の被告は株式会社、それも上場している公開会社であるにもかかわらず、およそ信じ難い行為、主張をしています。これに対し、原告陳述書を読むと、その反論は極めて正鵠を射ており、合理的反論の内容に原告の能力の高さを感じ、このような人間が「万年課長代理止まり」など通常有りえないとつくづく感じました。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 被告準備書面(1)の7ページにおいて、「株主としての権利行使であるからといって、被告の労働者としての誠実義務等が免除されるわけではない」との被告の主張は、株式公開会社の専門家である私でも、まったく意味不明で理解できません。

被告は原告には「労働者としての誠実義務」を主張しながら、後述のとおり、被告準備書面の各箇所では、鐘ヶ江洋三という鑑定人には、「鑑定人は事故現場では特に詳しい損害調査をする必要はない」、「鑑定書は特に詳しく書く必要はない」とまったく真逆の主張をしています。

- (2) 被告準備書面(1)の8ページにおいて、「鐘ヶ江鑑定人は問題鑑定人」であるということが「業務上知り得た事実」ということで、「他社の株主総会（原告

が) でそれを発言しないよう求めることは不適切ではない」と主張するということは、被告自身が「鐘ヶ江鑑定人が問題鑑定人であるという事実」を認め、他社でそのような事実を発言するなど言っていることとなります。

- (3) 被告準備書面(1)の8ページにおいて「労働者が業務上知り得た情報をもとに、同業他社の株主総会において、自社取引先の評価を低下させる発言をすることに対してかかる発言をしないよう求めることは不適切ではない」と記述してありますが、これは的外れな主張で、株式会社でありながら「株主の自由と権利を奪う不適切な主張」で完全にコンプライアンス違反です。

なぜならば、「業務上知り得た鐘ヶ江鑑定人は問題鑑定人」であるという事実は、被告企業の内部情報でもなんでもありません。例えば、自分の会社の総務部に文房具を納入している業者が不良品ばかり納入しているため、その納入業者と取引している自分が株を持っている他の会社の株主総会でそのような業者と取引しないように発言しても何ら問題はありませんし、むしろ株主として会社の利益、株主の利益を守るために当然の行為です。

それと同様に、株主がその保険会社が問題鑑定人に業務を依頼することによって、株主にとってその企業の利益(株主利益)が失われることを防ぐようにするのは株主として極めて当然の行為です。

株式公開会社の企業統治とは、株主による経営監視という一側面があり、従業員として会社に損害を与える問題鑑定人に対する原告の対応は、株主の立場としても従業員の立場としてもその目的に適ったものであり、それを不適切とすることに根拠はなく、違法行為の隠蔽のための理屈と断罪せざるを得ません。原告が非難を受けるいわれはありません。

- (4) 被告準備書面(3)の6ページにおいて、「住友海上より原告が主張する内容の真偽等について調査依頼があった」と記述してあり、その調査依頼により三浦人事課長が原告に「鐘ヶ江鑑定人に関するヒヤリング」と称する呼び出し状を持ってきたとのことですが、大変驚きました。

住友海上は、株主である原告の氏名を他社に漏洩したということになります。株式会社には株主の名前の守秘義務があります。

原告が住友海上の株主であったことは、原告の家族さえ知らなかったということであり、株主であるということは個人財産の重大な個人情報です。その個人情報を他社に漏洩したということは重大なコンプライアンス違反であり、住友海上と三井海上が合併して今の被告があるのですから、この責任も被告が負うべきものです。

- (5) 原告から聞いた話によると、上司に別室に呼ばれ、「保険会社の社員が同じ損害保険業界の他の保険会社の株主総会で質問することは好ましくない」旨の意味合いの注意を受けてそれを理由として原告から通常の業務を取り上げたということです。株主の権利を踏みにじる公開会社としてあるまじき行為です。
- (6) 原告が被告の株主総会において、英国子会社問題等、いくつかの質問をしたところ、後日原告に人事部から「株主総会で質問したので懲戒処分の対象になる」とのメールが届き、さらに人事部に呼び出され、同様の「懲戒処分予告通知」を人事グループ長より通告されたとのこと。

株主総会で社員株主が質問したからと言って社員株主を懲戒処分するなど「株主平等の原則」に違反した前代未聞のことであり、株式公開会社としてあるまじき行為であることは言うまでもありません。マスコミが驚くのも当然です。

私自身も、自らが証券取引等監視委員会とマスコミに訴え出た日興の違法行為（訴えた3ヵ月後に金融庁から行政処分）について株主総会で質問をした折に、日興証券の人事担当補佐から呼び出しを受け暴言を吐かれましたが、さすがに懲戒処分予告の通知などは受けておりません。日興証券もひどいと思いますが、三井住友海上の行為は、さらに信じがたい水準であり、呆れてしまいます。

3. 原告 XXXXXXXXXX の業務能力について

- (1) 私は原告と知り合ってから、コンプライアンスや保険の仕組み等、様々なこと

を教えてもらいましたが、原告は極めて頭脳明晰、能弁で物事の事実の把握や説明も極めて明快でわかりやすく、その理解力・説得力たるやこれほどの能力の人間をそれなりの大企業にいた私でさえ、ほとんど見たことがありません。

その証拠に原告は昨年、その極めて豊富なコンプライアンス知識を買われて、首都圏にある大学の講義を頼まれて、コンプライアンスの講義をしたということです。大学でのコンプライアンスの講義を依頼されたのですから、いかに原告が優秀かは説明するまでもありません。

これだけの能力があれば、本来の業務上でもその能力はいかなく発揮され、極めて優秀な社員であったことは充分推察できます。

- (2) 甲第16号証の「正しい鑑定人の選び方」という論文は大変素晴らしく、まさに鑑定人の業務とはいかにあるべきかということが見事に記述されており、被告の発行した論文集に掲載されたこの論文を読んだ全国の損害調査部門の社員から原告に多数の賞賛の電話が架かってきたのも当然です。

保険の素人である私でさえ、非常にわかりやすく「損害調査とはいかにあるべきか」ということを非常に良く理解できます。これは、日本の損害保険業界全体で損害調査部門の新入社員のテキストとして使用してもよいほど素晴らしい出来栄です。

これだけの論文を作成できる極めて優秀な原告を、被告は「課長に昇進させないのは当たり前である。」と主張していますが、それはまったくの誤りであることをこの論文の抜きんできた優秀さが証明しています。

原告がこの論文の中で、悪質鑑定人を批判しているのも、悪質鑑定人の怠惰な業務によって損害を受けるのは、鑑定人に業務を依頼した保険会社だけではなく、共同保険、重複保険等を通じて日本の損害保険業界全体であるとのことです。色々な損害保険会社に保険を契約して多額の保険料を支払っている我々世間一般の市民にとっても、その多額の保険料が不公正に支払われるということは、般契約者に対しても裏切り行為に当たります。我々一般市民としても到底

許せることではありません。

- (4) 原告の「陳述書第4部:原告の仕事ぶりと能力について」に添付されている数々の査定処理要領、マニュアル、質問集などを見ても、我々のような世間一般の保険の素人でも大変良くできている、というよりも保険の素人の我々でさえ理解できるほど極めて良くできています。

さらには、これらの数々の文章や資料を昭和50年代という時代にパソコンやワープロを駆使して作成していますが、その時期は私がようやく生まれた時期であり、当時としては極めて先端的なことであり、原告の積極的な業務への取り組み、極めて秀でた原告の最先端知識・技術の能力の高さが充分窺えます。

4. 最後に

大手証券会社勤務していた株式に関する専門家の私から見ても、被告は株式公開会社でありながら、株主の数々の権利を否定したり、株主総会で質問したからといって懲戒処分予告するなど、株式会社として数々の信じ難い行為、主張を行っています。

また、保険の素人である私でさえ、そんな馬鹿など驚くほど損害調査という損害保険会社にとって極めて重要な業務に関して、鐘ヶ江鑑定人を庇うために信じ難い非常識な、原告曰く「自殺行為とも言えるすさまじい暴論」を主張しています。これは、毎年多額の保険料を支払って保険契約をしている私をはじめとする世間一般の多数の保険契約者に対しても大変な裏切り行為です。

被告は原告の主張を一刻も早く認め、被告だけではなく日本の損害保険業界全体に莫大な損害を長年与え続けてきた鐘ヶ江鑑定人および三和鑑定事務所を一刻も早く出入り禁止として企業の利益、株主の利益、そして我々世間一般の多数の保険契約者の利益等を守るべきです。

以 上